

社会福祉法人 川崎市多摩区社会福祉協議会
移送・送迎サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢や障害により単独での移動及び公共交通機関（タクシーを含む。）の利用が困難な者（以下「移動制約者」という。）を対象に、社会福祉法人川崎市多摩区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が道路運送法(昭和26年法律第183号)第79条第2項による福祉有償運送の登録並びに道路運送法第80条第2項及び同法施行規則第52条による自家用自動車貸渡許可に基づいて実施する移送・送迎サービス事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定め、移動制約者の地域における孤立化を防ぎ、福祉の向上を図ることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 この事業を利用する個人及び団体は、あらかじめ本会の定める賛助会員に関する細則に規定する賛助会員として登録し、所定の書類を会長に提出しなければならない。

(利用内容)

第3条 この事業の利用内容は、次のとおりとする。

- (1) 本会の所有する福祉車両の貸出し
- (2) 本会の所有する福祉車両を利用したの移送サービス
- (3) 本会との契約による登録車両（セダン型等）を利用したの送迎サービス
- (4) 移送及び送迎サービス利用時の付添ボランティア

(利用対象者等)

第4条 この事業は、多摩区内で在宅生活をされ、かつ、家庭での移動支援が得られない移動制約者で、移動の方法に他制度の利用が困難な者を対象とする。対象者は、次の各号の一に該当し、賛助会員として登録された個人及び団体並びにその介助者・付添者とする。

- (1) 介護保険法に基づく要介護者及び要支援者
 - (2) 身体障害者福祉法に基づく身体障害者
 - (3) その他本会会長が特に必要と認める者
- 2 車両貸出しを利用する者は、身体上の理由により福祉車両の利用が必要と認められる者とし、かつ、介助者・付添者による車両の運転が可能な者とする。また、車両貸出しを利用する団体は、その主な活動場所を多摩区内に有し、第1項各号に該当する者への支援を行うことで、地域福祉の推進に取り組む団体とする。
- 3 移送サービスを利用する者は、身体上の理由により福祉車両の利用が必要と認められる者とし、かつ、利用の際に必ず介助者・付添者が同乗するものとする。
- 4 送迎サービスを利用する者は、一般車両（セダン型等）への乗降を行う際に、補助が必要と認められる者とする。

(利用範囲)

第5条 この事業の利用範囲は、次の各号に定める範囲とする。

- (1) 病気治療のための通院及び入退院
- (2) 福祉施設への入退所

- (3) 公共団体、福祉団体等が催す事業・会議等への参加
 - (4) 公共機関での諸手続
 - (5) 余暇活動等の社会参加
 - (6) その他会長が特に必要と認めたもの
- 2 移送サービス及び送迎サービスでの目的地は、原則として1度の利用につき1か所までとする。ただし、立ち寄り場所が当日の運行経路上にある場合(立ち寄る時間が15分以内)には、この限りでない。
 - 3 利用回数は、福祉車両の貸出し及び移送サービスでは月2回、送迎サービスでは月4回までとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(利用日時)

- 第6条 この事業の利用日及び時間は、原則として月曜日から土曜日までの午前9時から午後4時30分までとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 2 福祉車両の貸し出しについては、貸出日を含め3日以内とする。ただし、年末年始等で貸し出しを受けた日から3日以内に車両を返却できない場合には、貸し出しは行わないものとする。

(休業日)

- 第7条 この事業の休業日は、次のとおりとする
- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2) 年末年始(1月の2日、同月の3日、同月の4日及び12月28日から同月31日まで)
 - (3) 車両の点検等に要する日
 - (4) 会長が特に必要と認めた日

(運行範囲)

- 第8条 この事業の運行範囲は、発地又は着地のいずれかが川崎市多摩区内でなければならない。

(利用手続)

- 第9条 この事業を利用しようとする者は、本会あてに申込手続をしなければならない。
- 2 利用手続等に関する細則は、別に定める。

(利用の禁止行為)

- 第10条 この事業の利用について、次の各号に該当するときは、その利用を禁止するものとする。
- (1) 営利活動を目的とした利用
 - (2) 政治・宗教活動への利用
 - (3) 法令・公序良俗に反する活動への利用
 - (4) 福祉車両を第三者に貸与するための利用
 - (5) その他会長が不相当と認めた利用

(利用者の負担)

- 第11条 この事業の利用者は、別表のとおりを費用を負担する。
- 2 その他有料駐車場、有料道路等の利用に係る実費は、利用者が負担するものとする。

(利用者の責任及び義務)

第12条 この事業の利用に伴って、利用者に生じた事故については、原則として利用者が責任を負うものとし、運転ボランティアの責任は問わないものとする。

- 2 福祉車両の貸出しを受けた利用者及びその関係者は、その間の車両の保管義務及び日常点検箇所の確認義務を負うものとする。
- 3 利用者及びその関係者は、利用及び運行に際しては安全に努め、万一、事故が発生したときは、法令に基づく応急処置をした後に、速やかに本会までその状況を報告しなければならない。

(事故の賠償等)

第13条 第3条第1号に規定する貸出し利用中の事故により生じた損害賠償等については、当該車両が加入している自動車損害賠償責任保険及び自動車任意保険の範囲内で補償するものとする。ただし、自動車任意保険の免責部分については、その費用の2分の1(限度額25,000円)を利用者が負担するものとする。

- 2 第3条第2号に規定する移送サービス利用中の事故により生じた損害賠償等については、当該車両が加入している自動車損害賠償責任保険及び自動車任意保険の範囲内で補償するものとする。
- 3 第3条第3号により規定する送迎サービス利用中の事故により生じた損害賠償等については、川崎市福祉有償運送運営協議会運営指針に基づいて、車両が加入している自動車損害賠償責任保険及び自動車任意保険の範囲内で補償するものとする。
- 4 前項の補償について、故意、自然現象その他保険金支払い内容に該当しないものは除くものとする。

(賛助会員権の譲渡・貸与の禁止)

第14条 この事業を利用するために加入した賛助会員の権利は、他の人に譲渡又は貸与してはならない。

(事故及び苦情の対応)

第15条 本会は、この事業の実施に際しての事故又は苦情についての必要な体制整備を行い、事故又は苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(個人情報保護)

第16条 本会は、利用者及びその関係者の個人情報を適正に管理し、その保護に努めなければならない。

(運営委員会)

第17条 本会は、この事業の適正かつ円滑な運営を図るために移送・送迎サービス事業運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設けるものとする。

- 2 運営委員会は、民生委員・児童委員、福祉施設の職員、ボランティア、当事者団体の役員及び行政機関の職員で構成(以下「運営委員」という。)する。
- 3 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 運営委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 5 委員長及び副委員長は、運営委員の中から互選する。
- 6 委員長は、会務を掌理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。
- 7 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(事業の連携)

第18条 本会は、運転ボランティアグループ「多摩21」と連携し、必要な協力体制により、この事業を実施するものとする。

(委任)

第19条 川崎市福祉有償運送運営委員協議会運営指針及び法令等で定められた事項並びにこの要綱で定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年11月30日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成19年1月31日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年7月18日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年10月31日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、第11条に関する事項は平成26年9月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成27年11月16日から施行する。